

資料編

- 日本遺産について
- 木曽路の眺望景観整備基本方針
- 木曽地域振興構想改訂の経過
- 第4次木曽地域振興構想策定委員会



■ 日本遺産について

「日本遺産 (Japan Heritage)」は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するものです。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。(「文化庁ホームページ」より)

□ 日本遺産ストーリーの概要

木曽路はすべて山の中 ～山を守り 山に生きる～

対象地域：南木曽町・大桑村・上松町・木曽町・木祖村・王滝村・塩尻市

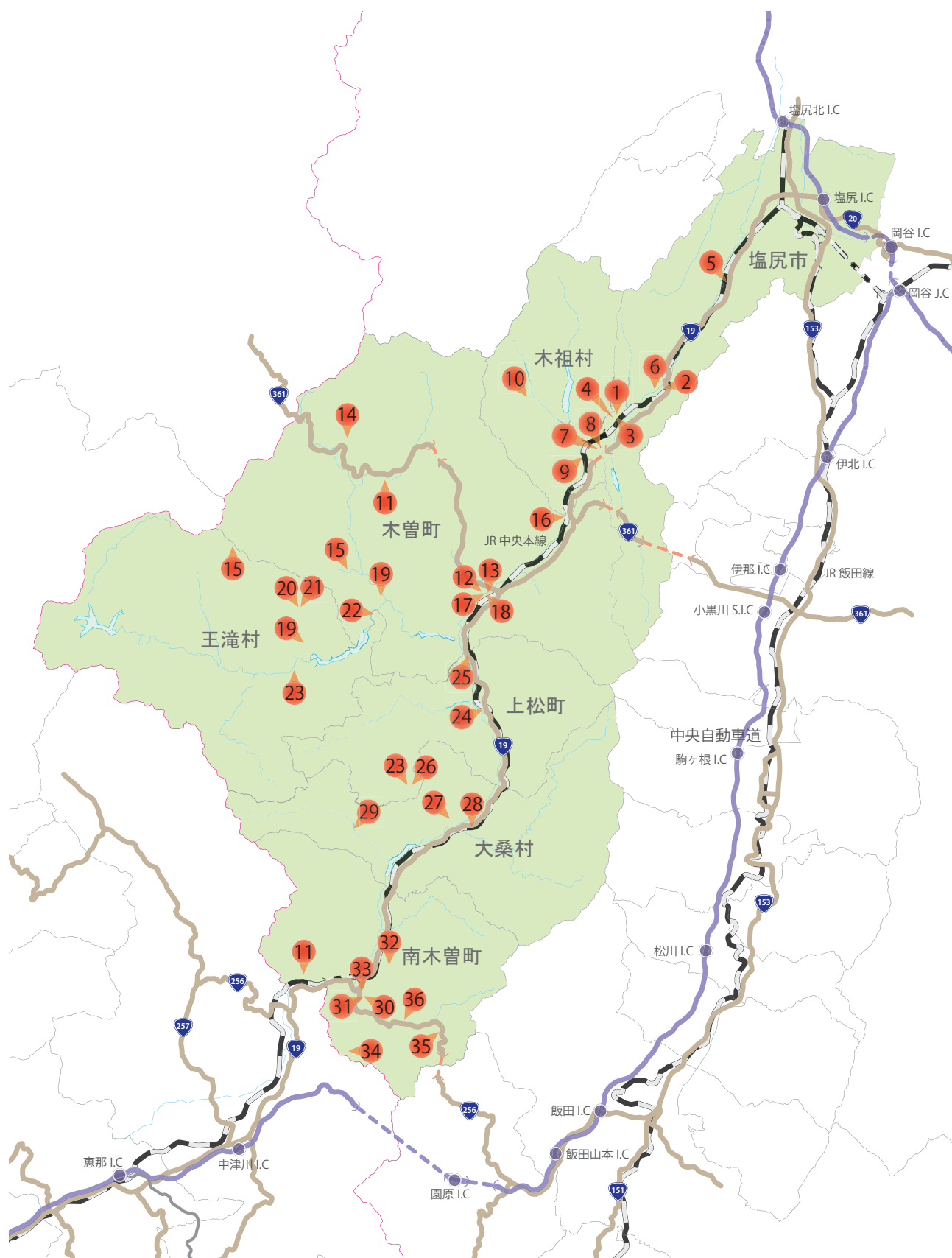
戦国時代が終わり新たな町づくりがすすめられると、城郭・社寺建築の木材需要の急増は全国的な森林乱伐をもたらした。森林資源が地域の経済を支えていた木曽谷も江戸時代初期に森林資源の枯渇という危機に陥る。所管する尾張藩は、禁伐を主体とする森林保護政策に乗り出し、木曽谷の人々は、新たな地場産業に暮らしの活路を見出した。

そして、江戸時代後期、木曽漆器などの特産品は、折しも街道整備がすすみ増大した御嶽登拝の人々などによって、宿場から木曽路を辿り全国に広められた。

江戸時代、全国に木曽の名を高めた木曽檜や木曽馬、木曽漆器などの伝統工芸品は、今も木曽谷に息づく木曽の代名詞である。

(「木曽地域文化遺産活性化協議会」ホームページより)

□ 日本遺産文化財マップ



※ 37～39については、範囲が広いため、地図上に記載していない

日本遺産のストーリー構成の文化財一覧表

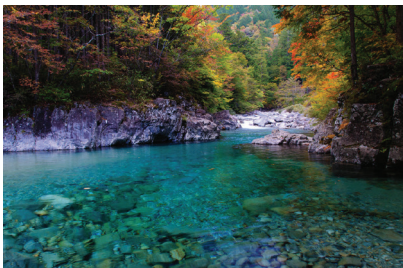
No.	文化財の名称		指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
1	塩尻市奈良井		【国選定】 重要伝統的建造物群保存地区	中山道の難所の一つ、鳥居峠の北麓にあたる重要な宿場町であり、檜物細工や漆器、塗櫛等の手工業が盛んで、現在も町のつくりや家並みは当時の面影を色濃く残す。	塩尻市
2	塩尻市木曾平沢		【国選定】 重要伝統的建造物群保存地区	檜物細工や漆器の生産によって生計を立てる産業の町。店舗をはじめとして塗蔵等の作業場や職人の住まい等、漆器業にまつわる建物が建ち並ぶ。	塩尻市
3	曲物		【県指定】 伝統的工芸品	木曾桧を木理に沿ってへぎ、熱湯浸漬により曲げ加工を行い、そば道具や茶道具等を作る。	塩尻市
4	旧中村家住宅		【市指定】 有形文化財	奈良井にある櫛問屋で、もと櫛職人であった中村利兵衛の住まい。お六櫛等を商った。	塩尻市
5	蕎麦切り発祥の地		未指定	本山宿に建立。木曾谷が蕎麦の特産地であることを示している。	塩尻市

No.	文化財の名称		指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
6	木曽塗の製作用具及び製品		【国指定】 重要有形民俗文化財	木曽漆器館では、何世代にもわたって受け継がれ磨きぬかれた伝統技術の技を職人による実演で見ることができ、塗り箸の体験ができる。	塩尻市
7	木祖村史跡 鳥居峠		【村指定】 史跡名勝天然記念物	松尾芭蕉が訪れ「ひばりより上にやすろう峠かな」の句碑がある。御嶽遥拝所があり、霊神碑や神像が立ち並ぶ。	木祖村
8	鳥居峠のトチノキ群		【村指定】 史跡名勝天然記念物	松尾芭蕉が訪れ「木曽の析うき世の人の土産かな」の句碑がある。樹洞に入れた子が元気に育った言い伝えから、木の皮を煎じて飲めば子宝に恵まれるという言い伝えがある。	木祖村
9	お六櫛の技法		【県選択】 無形民俗文化財	お六櫛の名の起りは、頭痛もちのお六が、家の近くのミネバリの樹を櫛にして髪を梳いたことにより全快した伝説による。現在の主生産地が藪原である。実演見学や体験もできる。	木祖村
10	水木沢天然林（水木沢郷土の森）		未指定	江戸時代、城や城下町を造るために木曽山の木が皆伐された後、僅かに残された木から自然に種が芽生え、現在の森が形成された。現在樹齢約550年の大さわらを始め、300年以上のヒノキやブナ、ミズナラ、トチノキなど針葉樹と広葉樹が混交する森林。	木祖村

No.	文化財の名称		指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
11	木曽馬		【県指定】 天然記念物	北海道の道産子や宮崎県の御崎馬と並ぶ日本在来馬種で開田高原に「木曽馬の里」がある。南木曽町に伝わる五穀豊穡に感謝する「田立の花馬祭」では木曽馬が集落を練り歩く。	木曽町 南木曽町
12	山村代官屋敷		【町指定】 有形文化財 (建造物)	江戸時代、木曽谷に地場産業を奨励した代官山村家の屋敷。山村家は、約 280 年間、木曽谷の代官を務めた。	木曽町
13	福島関所跡		【国指定】 史跡	日本三大馬市が開かれていた木曽福島にある関所。木曽馬はこの地で売り買いされていた。	木曽町
14	県宝山下家		【県指定】 県宝 (建造物)	木曽馬馬主で知られる山下家は、馬主で沢山の馬を所有していて農家に貸し与えていた。農家は、仔馬を育てることで収入を得ていた。	木曽町
15	木曽御嶽山 霊神碑群		未指定	御嶽講の人々により死後魂が御嶽に還るよう願って建てられた石碑群	木曽町 王滝村

No.	文化財の名称		指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
16	らっぽしょ祭り		【町指定】 無形民俗文化財	本来は山吹山麓の德音寺集落の子供たちのお盆行事で、木曾馬に乗った木曾義仲の武者も町を練り歩く。	木曾町
17	木曾踊りと木曾節		【町指定】 無形民俗文化財	全国に知られる木曾踊りは、木曾義仲の供養のために行われるが、木曾節は「おんたけ節」に筏師の労働歌「なかのりさん節」などを取り入れたもの。	木曾町
18	高瀬家		未指定	「木曾路はすべて山の中である」で有名な文豪島崎藤村の姉である園の嫁ぎ先で、高瀬家は、山村代官の家臣で代々関所番を務めた。	木曾町
19	御嶽神社里宮		未指定	室町時代後期頃から信仰を集め、江戸時代には御嶽山頂に祀られた御嶽山座王大権現の里社として全国にその信仰が広まった。	王滝村 木曾町
20	清滝		未指定	江戸時代、水行だけの軽精進でも御嶽登拝ができるようになり、庶民の信仰も集め、木曾谷を訪れる人を増加させた。	王滝村

No.	文化財の名称		指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
21	新滝		未指定	清滝と同じく、御嶽山修験者が修行する場所で、木曽谷を訪れる人を増加させた。滝裏に小さな岩祠があり、滝を裏側から見るできるので裏見滝とも呼ばれる。	王滝村
22	百草元祖の碑		未指定	「百草」は、三岳黒沢口を開いた尾張の行者・覚明（かくめい）と、王滝口を開いた武蔵国の行者・普寛（ふかん）によって伝授されたといわれ、御嶽信仰の普及とともに、「御神薬」として行者たちによって全国の信者に配布されるようになったと伝えられる。	王滝村
23	木曽森林鉄道		未指定	木曽森林鉄道の中核をなした森林鉄道で、今も観光用に樹齢300年の天然林が茂る森林浴発祥の赤沢自然休養林の中を走り抜けている。なお、森林鉄道は木曽谷一帯に建設された。	王滝村 上松町
24	寢覚の床		【国指定】 名勝	木曽八景のひとつ。木曽路を通る旅人が訪れ、数々の歌を詠んだ。松尾芭蕉も訪れ「ひる顔に ひる寝せふもの床の山」の句碑がある。奇岩の渓谷美の景観と浦島太郎伝説で知られる。	上松町
25	木曽の棧		【県指定】 史跡	木曽八景のひとつ。松尾芭蕉が訪れ「かけはしや 命をからむ 蔦かつら」の句碑がある。	上松町

No.	文化財の名称		指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
26	赤沢自然休養林		未指定	古来から檜などの良質な木材を産出し、伊勢神宮の式年遷宮の際にはここから選定された御神木が用いられる。森林が保護された森林浴発祥の地。	上松町
27	白山神社		【国指定】重要文化財(建造物)	元弘4年(1334年)に建立され、白山神社、熊野神社、伊豆神社、蔵王神社の4社殿が鎮座し、現存する社殿建築としては信濃最古のもの。	大桑村
28	定勝寺本堂・庫裏・山門		【国指定】重要文化財(建造物)	定勝寺で金永という人物が、そば切りを振舞ったという、日本で一番古い文献があり、木曽谷が蕎麦の特産地であることを示している。	大桑村
29	阿寺溪谷		未指定	ヒノキ・サワラ・ネズコ・アスナロ・コウヤマキの木曽五木に囲まれた溪谷で、美しい木曽檜の林がある。	大桑村
30	妻籠宿保存地区		【国選定】重要伝統的建造物群保存地区	江戸から42番目の宿場として慶長6年(1601年)に制定され、江戸期を通じて宿駅としての機能を果たしてきた。宿场景観地区は、江戸期の趣を今も色濃く残した宿場町。	南木曽町

No.	文化財の名称		指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
31	林家住宅		【国指定】 重要文化財 (建造物)	妻籠宿で、代々、脇本陣・問屋を勤めてきた。将軍家茂の御簾中として御降嫁した皇女和宮が、中山道で通行の折本陣で御小休したが、その際拝領した車付長持をここで見る事ができる。	南木曾町
32	史跡 中山道		【国指定】 史跡	中山道は、慶長7年（1602年）に徳川家康により五街道の一つとして、江戸から京都までの重要な街道として整備された。馬籠峠から根の上峠までの総延長19.6kmのうち、中山道の旧態が良く残っている8.5kmが史跡。	南木曾町
33	妻籠城跡		【県指定】 史跡	戦国時代に整備された城跡。慶長5年（1600年）の関ヶ原の戦いの時も妻籠城に軍勢が入っている。帯曲輪や空堀などは原型をよくとどめている。	南木曾町
34	一石栃立場茶屋		未指定	中山道沿いにある一石栃は、古くから旅人が疲れをいやす休憩地として栄えたところ。現存する建物で無料休憩所として旅する人を温かくもてなす。	南木曾町
35	なぎそろくろ工芸		【国指定】 伝統的工芸品	厚い板や丸太をろくろで回転させながらカンナで挽いて形を削り出す伝統技術。「木地師の里」で実演を見ることができる。	南木曾町

No.	文化財の名称		指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
36	蘭桧笠		【県指定】 伝統的工芸品	寛文2年（1662年）に飛騨の落辺から来た人によって技法が伝えられた、（桧を薄く削って細長い短冊状にした）「ひで」で編まれた手作りの笠。「笠の家」で実演をみることができる。	南木曽町
37	手打ちそば		【県選択】 無形民俗文化財	御嶽山修験者に所縁のある「そば」は開田高原特産となった。木曽谷は「そば切り」の草分けの地といわれる。	木曽谷全域
38	すんき漬け		【県選択】 無形民俗文化財	御嶽山麓が海から遠く、塩の調達が難しいため、木曽町などでかぶを漬けて発酵させ、塩を使わず酸味を旨味として食べる食文化がうまれた。芭蕉一門も食し、「木曽の酢茎に春も暮れつつ」と門人が詠んだ。そばと合わせて食べる「すんきそば」や「とうじそば」は、木曽谷の冬の風物詩になっている。	木曽町 王滝村 木祖村 上松町 大桑村 塩尻市
39	木曽材木工芸品		【県指定】 伝統的工芸品	木曽五木（ヒノキ・サワラ・アスナロ・コウヤマキ・ネズコ）を素材として作られる木工芸品。江戸時代から作られていた桶樽類、箱物類をはじめ伝統建具やまな板、箸などの日用品まで木製の工芸品が今に伝わる。	塩尻市 木祖村 王滝村 木曽町 上松町 大桑村 南木曽町

■ 木曽路の眺望景観整備基本方針

1 めざす姿

「山・川・街道の眺めが美しい木曽路」

2 整備の方針

木曽に暮らす人の視点、自動車や鉄道、歩き旅で木曽を訪れる人の視点から見る木曽路の眺望景観を以下の方針で整備する。

(1) ビューポイントづくり

次の3つの眺望景観を重点ポイントに位置付け、眺望の支障となる樹木の伐採や、駐車スペースの確保、案内看板設置等の環境整備を進める。

☆中山道の名所、宿場の眺望（木曽八景、町並等の歴史的景観）

☆水力発電所の眺望（重要文化財、近代化産業遺産の施設等）

☆御嶽山、中央アルプスの眺望

(2) 河川景観の整備

木曽川や奈良井川のせせらぎや美しい溪谷の眺望を確保するため、支障木の伐採や河原の藪刈を進める。

また、条件の良いところでは、五感で水に親しめる環境づくりを進める。

(3) 沿道の森林景観整備

幹線道路沿道の里山で、間伐等による森林景観の整備を進める。

(4) 沿道の植栽・環境美化

幹線道路沿道で、地域の特色を生かした花木の植栽や並木の適正管理を進める。

また、住民等による地域ぐるみの統一的な沿道の環境美化活動を進めるとともに、不法投棄に対する監視を強化する。

(5) 公共サイン・その他の整備

広域公共サインについて、支障木伐採による視認性確保や設備更新等の適正管理を進めるとともに、歩行者向けの公共サイン整備等、木曽路を歩く環境の整備を進める。

3 連携・協働による取組の推進

地域の幅広い主体が連携・協働して次の取組を進める。

- 整備方針に基づき各実施主体が積極的に事業化に努める。
- 木曽地域振興構想、県総合5か年計画木曽地域編等広域的な計画に木曽路の眺望景観整備を位置付ける。
- 花木の植栽等は、維持管理する団体を明確化したうえで整備するなど、住民と行政の協働により整備後の維持管理を行う。
- 良好な眺望景観づくりへの住民の意識醸成、理解促進を図る。
- 鉄道会社や電力会社など木曽路の眺望景観形成に関連の強い民間企業や団体の参画・協力を得て事業を推進する。
- 支障木伐採等の事業実施にあたっては、実施主体、道路・河川等の管理者、地権者等が相互に連携協力する。

■ 木曽地域振興構想改訂の経過

年	月日	内容
平成 28 年	3 月 30 日	町村担当課長会議 ・ 第 3 次木曽地域振興構想の検証方法について
	4 月 8 日	第 3 次木曽地域振興構想の検証を各町村に依頼
	7 月 29 日	町村担当課長会議 ・ 第 3 次木曽地域振興構想の検証結果について ・ 町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略について ・ 木曽圏域に係る構想・計画について（振興構想の位置づけ等）
	8 月 5 日	副町村長・町村担当課長合同会議 ・ 木曽圏域に係る構想・計画について（振興構想の位置づけ等）
	10 月 26 日	町村担当課長会議 ・ 第 3 次木曽地域振興構想の検証結果（報告用）について ・ 木曽圏域に係る構想・計画について（振興構想の位置づけ等） ・ 現状把握による論点整理について ・ 第 4 次木曽地域振興構想の策定について（策定委員会設置要綱等）
	11 月 4 日	副町村長・町村担当課長合同会議 ・ 木曽圏域に係る構想・計画について（振興構想の位置づけ等） ・ 第 4 次木曽地域振興構想の策定について（策定委員会設置要綱等）
平成 29 年	3 月 24 日	町村担当課長会議 ・ 木曽地域振興構想策定スケジュールについて ・ 策定委員会について
	5 月 9 日	副町村長・町村担当課長合同会議 ・ 木曽地域振興構想策定スケジュールについて
	5 月 12 日	正副連合長会 ・ 木曽地域振興構想策定スケジュールについて
	5 月 30 日	木曽広域連合議会（全員協議会） ・ 第 4 次木曽地域振興構想の策定について
	6 月 9 日	正副連合長会 ・ 木曽地域振興構想策定委員について
	6 月 28 日	木曽地域振興構想策定委員会専門部会 ・ 木曽地域振興構想策定委員会について ・ 木曽地域振興構想策定検討資料について
	7 月 31 日	木曽地域振興構想策定委員会専門部会 ・ 第 4 次木曽地域振興構想（第 1 次案）について

年	月日	内容
平成 29 年	8 月 3 日	木曽地域振興構想策定委員会幹事会 ・第 4 次木曽地域振興構想（第 1 次案）について
	8 月 10 日	正副連合長会 ・第 4 次木曽地域振興構想（第 1 次案）について
	8 月 29 日	第 1 回木曽地域振興構想策定委員会 ・委嘱状交付 ・木曽地域の現況及び次期振興構想の考え方について ・第 4 次木曽地域振興構想（第 1 次案）について
	9 月 28 日	木曽地域振興構想策定委員会専門部会 ・第 4 次木曽地域振興構想（第 1 次案）の指摘事項及び対応方針について
	10 月 11 日	木曽地域振興構想策定委員会幹事会・専門部会合同会議 ・第 4 次木曽地域振興構想（第 2 次案）について
	10 月 31 日	第 2 回木曽地域振興構想策定委員会 ・木曽地域の広域行政と木曽広域連合事務について ・第 4 次木曽地域振興構想（第 2 次案）について
	11 月 2 日	副町村長・町村担当課長合同会議 ・第 4 次木曽地域振興構想（第 2 次案）の指摘事項及び対応方針について
	11 月 10 日	正副連合長会 ・第 4 次木曽地域振興構想（第 2 次案）の指摘事項及び対応方針について
	11 月 24 日	木曽広域連合議会（全員協議会） ・第 4 次木曽地域振興構想（第 2 次案）及びパブリックコメントについて
平成 30 年	12 月 1 日～ 12 月 28 日	パブリックコメント
	1 月 18 日	木曽地域振興構想策定委員会幹事会・専門部会合同会議 ・パブリックコメントの結果及び対応方針について ・第 4 次木曽地域振興構想（第 3 次案）について
	1 月 26 日	第 3 回木曽地域振興構想策定委員会 ・第 4 次木曽地域振興構想（第 3 次案）について
	2 月 6 日	副町村長・町村担当課長合同会議 ・第 4 次木曽地域振興構想（最終案）について
	2 月 9 日	正副連合長会 ・第 4 次木曽地域振興構想承認
	2 月 28 日	木曽広域連合議会（全員協議会） ・第 4 次木曽地域振興構想説明

■ 第4次木曽地域振興構想策定委員会

□ 委員名簿

職名	所属	氏名
委員長	木曽広域連合長（木曽町長）	原 久仁男
副委員長	長野県商工会連合会木曽支部長	伊藤 民男
委員	福祉・保健医療懇談会副会長	松尾 典子
	循環型地域づくり推進懇談会委員長	永井 享子
	木曽農業協同組合代表理事専務理事	田屋 万芳
	木曽林業振興事業協同組合理事長	麥島 照幸
	木曽観光連盟副会長	徳 三寶
	木曽地域広域観光プロジェクト会議	熊谷 洋
	木曽地域特産加工開発連絡会長	松井 淳一
	木曽郡町村教育委員会連絡協議会長	小原 貞幸
	木曽文化協会会長	宮下 孝
	木曽交流創造塾会長	砂山 右近
	木曽風景街道推進協議会顧問	沢頭 修自
	木曽郡保育連絡協議会長	古本 里美
	木曽法人会長	大沢 謙一
	公募委員	古畑 浩
		小谷 洋子
		森 茂雄
		村田 洋二
	長野県木曽地域振興局長	増田 隆志

□ 木曽地域振興構想策定委員会設置要綱

平成 29 年 6 月 1 日

要綱第 4 号

(目的)

第 1 条 木曽地域の総合的な振興を図るため木曽地域振興構想を策定することを目的として、木曽地域振興構想策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、木曽地域振興構想の策定に関する調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、木曽広域連合広域計画策定委員会（以下「広域計画策定委員会」という。）の委員が兼ねるものとし木曽広域連合長（以下「連合長」という。）が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、木曽地域振興構想の策定の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員長は、広域計画策定委員会の委員長をもって充て、副委員長は広域計画策定委員会の副委員長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第 7 条 委員会に、幹事会をおく。

2 幹事は、組織町村の職員等のうちから連合長が委嘱する。

3 幹事会は、委員会を補佐し、木曽地域振興構想策定に関する調査・研究を行う。

(専門部会)

第 8 条 幹事会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、連合長が別に定める。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、木曽広域連合地域振興課内に置く。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、連合長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(木曽広域連合木曽地域振興会議設置要綱の廃止)

2 木曽広域連合木曽地域振興会議設置要綱は、廃止する。